

【ユニフォーム着用基準について】

ユニフォーム等着用基準について 日本ソフトテニス連盟規定（30年6月改訂抜粋）は、以下のとおりです。

1. ユニフォーム

男子の場合、ゲームシャツと裾が膝より上のパンツ、女子の場合、ワンピースまたはゲームシャツと裾が膝より上のパンツ、スカートとする。

※Tシャツ及びジーンズはユニフォームとして認めない。

2. シューズ

ソフトテニスに適し、テニスコートを傷つけないテニスシューズとする。

（ウェアに関する特例）

(1) オーバーウェア及び襟付き長袖スポーツシャツの着用については、大会主催者が認める場合のみ着用可能とする。

(2) アンダーウェア及びスパッツの着用を認める。ただし、単色の製品を原則とする。

ただし、軽微なラインやステッチの色違いなどに関しては、大会本部で確認と判断をする場合がある。

※なお判断において、原則としている「単色の製品」から逸脱している場合は、着用を認められない場合がある。

（ユニフォームの加工について）

・27年度の全国選抜大会より上半身着用のユニフォームについては一切加工を認めない。

（ワッペン、個人名の刺繍等を認めない。）

・下半身着用のユニフォームのロゴ等については、はがき大の大きさの校名・校章に限り

認める（ただし、位置については全面及び側面に限る。）

【長崎県高体連ソフトテニス専門部規定】

・長袖アンダーウェア・スパッツの着用について認める。

※着用については単色のものに限る。（軽微なステッチは認めるが、模様やマークは不可）

・長崎県独自の大会においては競技上の注意等に記載し、連絡する。